

# 離婚届

平成 年 月 日届出

長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

字訂正  
字加入  
字削除

届出  
印

(1)	(よみかた)氏名	夫 氏 名	妻 氏 名
	生年月日	年 月 日	年 月 日
(2)	住 所	番地 番 号	番地 番 号
	(住民登録をしているところ)	世帯主の氏名	世帯主の氏名
(3)	本 籍	番地 番	番地 番
	(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名	
(4)	父母の氏名 父母との続柄 (他の養父母は その他の欄に 書いてください)	夫の父 母	妻の父 母
	離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
(5)	婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	番地 番 筆頭者の氏名
	未成年の子の 氏 名	夫が親権 を行う子	妻が親権 を行う子
(6)	同居の期間	年 月 から	年 月 まで
(7)	別居する前の 住 所	(同居を始めたとき)	(別居したとき)
(8)	別居する前の 世帯のおもな 仕事と	番地 番 号	
	夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
(9)	その他		
(10)	届 出 人	夫 印	妻 印
	署名押印		
事件簿番号		住 定 年 月 日	
		夫	妻
		・	・
		・	・

婚姻中の氏で署名  
押印してください。

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
札幌市内の区役所に届け出る場合、届書は1通でけっこうです。(その他のところに届け出る場合は、直接、提出先にお確かめください。)  
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書も必要です。

そのほかに必要なもの  
調停離婚のとき 調停調書の謄本  
審判離婚のとき 審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき 和解調書の謄本  
認諾離婚のとき 認諾調書の謄本  
判決離婚のとき 判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名	印	印
押 印		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	番地 番 号	番地 番 号
本 籍	番地 番	番地 番

→ 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。  
養父母についても同じように書いてください。  
□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。 (面会交流)	
<input type="checkbox"/> 取決めをしている。	未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
<input type="checkbox"/> まだ決めていない。	
<input type="checkbox"/> 取決めをしている。	
<input type="checkbox"/> まだ決めていない。	

署名は必ず本人が自署してください。  
印は各自別々の印を押してください。  
届出人の印を御持参ください。

日中連絡のとれるところ
電話 ( )
自宅 勤務先 呼出 ( 方)

離婚によって、住所や世帯主が変わる方は、あらたに住所変更届、世帯主変更届の手続きが必要となりますので、ご注意ください。  
なお、離婚届と同時にこれらの届けを出すときは、住所、世帯主欄は、変更後の住所、世帯を書いてください。  
就業時間以外(土曜日、日曜日、祝日等)の住民異動届は受付できませんので後日届出ねがいます。